

令和2年3月
松前町

第5次 松前町総合計画

Masaki Town Master Plan

概要版

生きる喜び あふれる まち まさき



計画策定の目的

松前町では、平成21年度に、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする第4次松前町総合計画を策定し、「水きらめき 笑顔あふれる ライフタウン・まさき」という将来像の実現に向けた各種施策を計画的に推進してきました。

しかし、この間、東日本大震災や熊本地震等の大きな災害が相次ぎ、愛媛県も平成30年7月の西日本豪雨で甚大な被害を受けました。また、人口減少、少子高齢化の更なる進行や、経済成長の鈍化、ICTやAIの発展によるSociety 5.0の到来等、社会・経済情勢はめまぐるしく変化しており、多様化する地域の課題に対応できるまちづくりが求められています。

単独町政を選択した本町では、行財政改革の更なる推進や土地利用の変化等により、まちづくりのあり方や地域構造が大きく変化してきたほか、町民の価値観や生活意識においては、快適で安全・安心な居住環境づくりや、生涯健康で生き生きと暮らせるための保健・医療・福祉及び教育・文化の充実を重視する傾向が強まっています。

こうした本町を取り巻くさまざまな状況に的確に対応し、松前町を次の世代に誇りを持って引き継いでいくため、新たなまちづくりの指針として、ここに「第5次松前町総合計画」を策定します。

計画の構成と期間

基本構想

本町の特性や課題を総合的に勘案し、目指すまちの姿である将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本目標や基本施策を示したものです。
計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、今後推進する主要な施策を行政の各分野にわたって体系的に示したものです。
計画期間は、基本構想と同じく令和2年度から令和11年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化に対応し、5年ごとに見直しを行うものとします。

実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとし、毎年度見直しを行います。

令和	2年度 (2020)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 (2029)
基本構想	10年									
基本計画	5年									
実施計画	1年									



目指す将来像

生きる喜び あふれる まち まさき

将来像は、本町が令和11年度に目指す姿を内外に示すものであり、それは“松前町らしさ”をより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

序論に基づき、全ての分野にわたって、恵まれた立地条件や水と緑の美しい自然環境・景観をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、町民と行政とが協働して全ての環境の更なるレベルアップを進めます。さらに、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる生活自立のまちをつくっていくという想いを込め、将来像を定めました。

まちづくりの基本目標

いきいき

心も体も元気いっぱい!

少子高齢化がより一層進む中、本町に暮らす子どもから高齢者まで全ての町民が、心身共に健康でいることができる、日本一元気なまちづくりを進めます。また、生活環境から健康・福祉環境、教育・文化環境、産業環境に至るまで、活力にあふれ、関わる人がみんな生き生きと活躍するまちづくりを進めます。

きらきら

まちも人もおしゃれに輝く!

美しい自然環境・景観を大切に守り育てるとともに、自然と共生した誰もが住みたくなるおしゃれなまちづくりを進めます。また、町民が個性や才能を伸ばし、自己実現を図ることができる環境の整備に努め、全ての町民がきらきらと輝く笑顔のまちづくりを進めます。

わいわい

町民みんなが主役!

町民一人ひとりが生きる喜びを感じることができる、町民みんなが主役のまちづくりを進めます。また、本町の特性・資源を最大限に生かすとともに、町民と行政が知恵と力を合わせることで、まちに更なるにぎわいと潤いを生みだす、協働によるまちづくりを進めます。

基本目標と基本施策

将来像

基本目標

基本施策

生きる喜びあふれるまちまさき

いきいき 心も体も元気いっぱい！

きらきら まちも人もおしゃれに輝く！

わいわい 町民みんなが主役！

① 安全・安心な生活環境づくり

② 笑顔で暮らせる健康づくり

③ 豊かな心を育む人づくり

④ 活力あふれるにぎわいづくり

⑤ 快適で暮らしやすい基盤づくり

SDGsを踏まえた施策の展開

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは世界レベルでの目標ではありますが、地方自治体やそこに住む住民一人ひとりの取組が積み重なることで、国や国を越えた世界へと効果が波及すると考えます。また、経済・社会・環境面における価値創造や、持続可能なまちづくりにつながるということも考慮し、本計画では、SDGsの考え方を踏まえることとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本施策

1 安全・安心な生活環境づくり

南海トラフ巨大地震や局地的豪雨への備えをはじめ、あらゆる災害に強い防災のまちづくり、防犯・交通安全体制の強化など、危機管理体制の一層の充実を図ります。

また、水と緑の美しい自然環境・景観を誇るまちとして、環境保全や美しい景観づくりに向けた施策を総合的に推進するとともに、循環型社会の更なる充実、町民の憩いの場や親水空間の保全等を進め、安全・安心・快適な暮らしが実感できる質の高い、おしゃれな居住環境づくりを進めます。

さらに、町民と行政との情報の共有化や、多様な分野における町民・民間の参画・協働の仕組みづくりを進め、協働のまちづくりを推進するとともに、地域を共につくるコミュニティの育成を進めます。

1 消防の充実



2 防災・減災の促進



3 防犯・交通安全の充実



4 環境保全と景観の創造



5 循環型社会形成の推進



6 公園・緑地・水辺の保全



7 コミュニティの育成



8 消費者行政の推進



2 笑顔で暮らせる健康づくり

“義農精神”といわれる「作兵衛のこころ」を受け継ぎ、思いやりや奉仕の心あふれる住民性や、充実した保健・医療・福祉環境を生かし、お互いに支え合い、助け合う地域福祉を推進します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉・介護体制の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭を含め、配慮が必要な人を町全体で見守る体制を強化します。

また、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を重視した、町ぐるみの健康づくりを推進し、全ての町民が健やかに笑顔で暮らすことができるまちづくりを進めます。

1 地域福祉の充実



2 高齢者支援の充実



3 障がい者・児支援の充実



4 子育て支援の充実



5 健康づくりの推進



6 社会保障の充実





3 豊かな心を育む人づくり

本町の自然や文化、人材等を活用し、未来を生き抜く力を身に付ける教育や、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、充実した生涯学習・スポーツ環境を生かし、全ての町民が生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、自主的なスポーツ活動や文化芸術活動、青少年の健全育成活動、交流活動等の促進に努め、明日の本町を担う人材の育成と文化の香り高いまちづくりを進めます。

さらに、男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識づくりや条件整備を進めるとともに、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができる社会づくりを進めます。

1 学校教育の充実



2 生涯学習の推進



3 スポーツの振興



4 文化芸術の振興



5 青少年の健全育成



6 国際化、交流活動の推進



7 男女共同参画社会の実現



8 人権の尊重



4 活力あふれるにぎわいづくり

生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農水産業の維持・充実に努めます。

また、大型商業施設と既存商店街が共存共栄する環境づくり、既存企業への支援、海産珍味加工業等の地場産業の振興や新規企業の立地促進、地域性に即した観光・交流機能の創出、さらには、雇用対策や消費者対策を推進し、豊かさにとにぎわいを生み出す産業の育成を進めます。

1 農水産業の振興



2 商工業の振興



3 観光・交流機能の創出



4 雇用・就労環境の整備



5 快適で暮らしやすい基盤づくり

快適な生活に欠かせない上・下水道を整備し、水質保全と美しく快適な居住環境づくりに努めます。また、長期的な展望の下、町の一体的発展及び人口増加に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、これに基づき、安全で快適な暮らしと産業振興を支える、魅力ある市街地の整備や住宅施策を推進します。

さらに、県道の整備促進、町道の整備、鉄道交通やバス交通の利便性向上による道路・交通網の充実、インターネットやSNS等も含めた、多様な媒体による情報環境の充実に努め、町の更なる飛躍を支える都市基盤づくりを進めます。

加えて、自立性の高い自治体経営を持続的に進めていくため、行財政改革を継続的に推進します。

1 上・下水道の整備



2 土地の有効利用



3 市街地の整備



4 住宅施策の推進



5 道路・交通網の充実



6 協働のまちづくりの推進



7 情報化の推進



8 持続可能な自治体運営



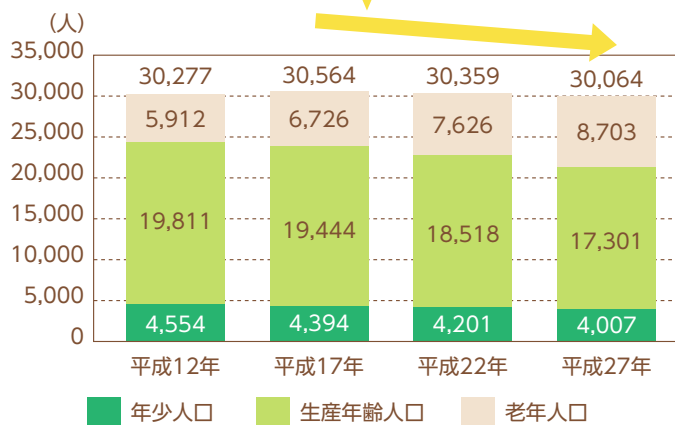
人口の目標

平成28年に策定した松前町人口ビジョンを踏まえ、本町の将来を展望すると、計画的な土地利用の推進やこれに基づく居住系市街地の整備をはじめ、安全・安心・快適な居住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て支援体制の充実、教育・文化環境の充実、産業の育成等により、人口減少を抑制していくことを目標にすべきであると考え、令和11年の総人口の目標を、

28,500人

と設定します。

本町の総人口は、平成17年をピークに減少傾向。今後も少子化の進行等により、減少傾向で推移していくことが予測される。





土地利用の方針

交流拠点＝主核（新市街地形成地区）等の拠点地区、住宅市街地ゾーン等の各
いて、更なる発展と住みやすさ向上のため、土地の有効活用や道路整備等に取り組

そのため、まちづくりの将来像である「生きる喜び あふれる まち まさき」を目指し、町内有識者による検討委員会を立ち上げ、町内の土地利用について検討を行います。

[illegible]

凡 例			
拠点地区	交通軸	ゾーン	その他
交流拠点(主核) 交流拠点(副核) 流通拠点	広域交通軸 広域交通軸(長期構想) 町内交通軸	住宅市街地ゾーン 産業地ゾーン 田園住宅地ゾーン 田園環境ゾーン	JR予讃線 伊予鉄道郡中線 河川・水辺

発行年月:令和2年3月 発行:松前町
〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
Tel:089-985-2111 Fax:089-985-4148
URL:<https://www.town.masaki.ehime.jp/>